

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告人らの上告理由第一点について。

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決（その引用する第一審判決を含む。

以下同じ。）挙示の証拠関係とその説示に照らし、正当として是認することができ、
その過程に所論の違法はない。所論中違憲をいう点は、原判決に所論の違法がある
ことを前提とするものであつて、失当である。論旨は、採用することができない。

同第二点について。

控訴審たる原審が上告人A1、同A2に対し訴訟引受を命じたことが憲法三二条に違反しないことは、当裁判所の判例（昭和二二年（れ）第一八八号同年七月七日大法廷判決・刑集二巻八号八〇一頁、昭和二七年（オ）第九七二号、第一〇四一号同二八年九月一一日第二小法廷判決・民集七巻九号九一八頁参照）の趣旨に照らし明らかであつて、原審のこの点に関する判断は正当である。論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	一
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江	里	口	清
裁判官	高	辻	正	己